改正後	改正前
十　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イ・ロ　（略） ハ　水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。） ニ～カ　（略） 十一　（略） （監視地区内における届出を要しない行為） **第三十条**　法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～五　（略） 六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イ～ハ　（略） ニ　水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 ホ～ヌ　（略） 七　（略）	十　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イ・ロ　（略） ハ　水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。） ニ～カ　（略） 十一　（略） （監視地区内における届出を要しない行為） **第三十条**　法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～五　（略） 六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イ～ハ　（略） ニ　水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 ホ～ヌ　（略） 七　（略）

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

○環境省令第二十八号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、及び自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第八項第四号の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

環境大臣　小泉進次郎

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為） **第十三条**　法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～十の五　（略） 十一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第一項に規定する漁業権（同条第五項第一号に規定する第一種共同漁業又は同項第五号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面において、漁業の免許を受けた者が当該漁業権に係る水産動植物を放ち、植栽し又はまくこと。 十二　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十三条第一項の規定により農林水産大臣が定める人工ふ化放流に関する計画又は道県知事が定める人工ふ化放流に関する計画に基づきさけ又はますを放流すること。 十三～二十八　（略） （海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為） **第十三条の三**　法第二十二条第八項第三号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～十　（略） 十一　水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 十二～二十八　（略）	（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為） **第十三条**　法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～十の五　（略） 十一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第一項に規定する漁業権（同条第五項第一号に規定する第一種共同漁業又は同項第五号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面において、漁業の免許を受けた者が当該漁業権に係る水産動植物を放ち、植栽し又はまくこと。 十二　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十条第一項の規定により農林水産大臣が定める人工ふ化放流に関する計画又は道県知事が定める人工ふ化放流に関する計画に基づきさけ又はますを放流すること。 十三～二十八　（略） （海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為） **第十三条の三**　法第二十二条第八項第三号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～十　（略） 十一　水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 十二～二十八　（略）

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

○環境省令第二十九号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第二百四十四号）第一条第二号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

環境大臣　小泉進次郎